

第175回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和4年9月29日 午前10時から

会場 市役所2階 国立市議会委員会室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代
委員 中村 英示
事務局 文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係長 稲山 愛
文書法制課文書法制係主査 田口 陽平
説明者 政策経営課財政係主事 岡田 昂訓
文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係長 稲山 愛
市民課長 吉野 勝治 市民課記録係長 邊見 芳裕
子育て支援課長 前田 佳美 子育て支援課子ども総合相談担当係長 宮川 隆

【石居会長】 おはようございます。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、これより第175回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。

初めに、配付資料の確認からお願いいたします。

【事務局】 (資料確認)

【石居会長】 ありがとうございます。資料はよろしいでしょうか。

それでは、早速ですが、中身に入りたいと思います。まず報告事項に関わる件、お願いいたします。

(説明者入室)

【石居会長】 報告事項をといたしまして、寄附金税額控除に係る申告特例通知書作成の業務委託の実施に伴う電子計算組織を利用した個人情報ファイルの作成についてということで、まずは御報告を担当課からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【財政係主事】 (自己紹介) 先だって諮問させていただきました事項につきまして、答申において付言事項としまして、今回、諮問対象から外れていたシステムLedgHOMEについても想定されるリスク評価等を行い、審議会に改めて報告されたいということで付言を頂戴いたしましたので、今回その旨、報告をさせていただければと思います。

資料3-1、LedgHOMEを諮問対象に含めることについて御説明させていただきます。システムの概要ですが、寄附者の住所・氏名・電話番号・寄附日・寄附額・特典品などの情報を保有する、寄附者情報の管理等に係るシステムとなっております。LG-WAN回線及びインターネット回線にて閲覧できるよう設定することが可能なのですが、現在本市がインターネット回線にて利用している寄附管理システムであるEGGとの連携を行うことが必要となるため、インターネット回線にて運用することを想定しております。

LedgHOMEに含まれる個人情報ですが、今回、諮問事項とさせていただいております個人情報ファイルの作成、寄附金税額控除に係る申告特例通知書に含まれる個人情報としては、申告特例通知書における個人番号を除いた全て(住所、漢字氏名、仮名氏名、性別、生年月日、電話番号、合計寄附金額)については、LedgHOMEに含まれる形となっております。

また、その他の個人情報としましては、特典品の希望の有無、特典品の内容、特典品や書類の送付先、メールアドレスや寄附情報公開の可否、応援メッセージなどの寄附者より提供される寄附に係る

情報等を収集させていただいております。

続きまして、2ページです。本件諮問の対象に含める理由ですが、現在、市においてEGGという寄附管理システムを用いて寄附者情報の管理等を行っているところなのですが、新たに寄附金税額控除に係る申告特例通知ファイルの作成を委託することに伴って、新規でLedgHOME及びmotiONEというシステムを導入する必要があります。申告特例通知書ファイルの作成自体を行うのはmotiONEというシステムなのですが、当初motiONEに係る部分のみを諮問の対象としていたのですが、LedgHOMEとmotiONEはデータ連携をしております、また、LedgHOMEにおいても寄附者情報の収集・蓄積が新たになされることから、諮問対象に追加するものがあります。

図1として委託業務概要を例示させていただいております。これは前回諮問のときに添付させていただいたものにもあったのですが、今回は④の「データ化する」という部分につきまして、諮問の対象とさせていただいていたのですが、今回もう少し大きい枠のLedgHOMEまで含めて諮問の対象とさせていただいております。

続きまして、3ページをご覧ください。3番のリスク管理についてですが、本件委託業務におけるLedgHOMEの位置づけについて説明させていただきます。

本件業務を委託するに当たって、申告特例通知ファイルの作成を実際に行うmotiONEへのデータ連携元となるシステムであり、motiONEを経由してはいるものの、LedgHOME上の寄附者情報が申告特例通知書の作成に用いられるといたします。また、ワンストップ特例申請に係る寄附者への対応等の際に、LedgHOMEに収集された寄附者情報が用いられるものです。

想定されるリスクですが、個人情報不正に持ち出され、利用されるリスクにつきましては、自治体・レッドホース社・シフトプラス社の3社において、秘密情報・個人情報保持契約、添付資料②を結び、個人情報保護の義務等を互いに約するものとしております。レッドホース社が今回の委託契約のおおむねの業務を担当する会社で、シフトプラス社がシステムの管理等をする会社さんであります。

続きまして、個人情報法の目的外利用がされるリスクですが、寄附者より受領した個人情報につきましては、寄附受付業務及び寄附者対応業務において利用されるものです。当該目的において利用されるという前提のもと、個人情報取扱い特約条項第5条において目的外の利用又は提供の禁止を約するものとしております。

続きまして、個人情報が不正に複製されるリスクですが、秘密情報又は個人情報の複製物及び複写物の取扱いについては、秘密情報又は個人情報と同様とする旨を契約上において指定し、目的外の利用を厳に禁ずることを想定しております。個人情報取扱い特約条項第9条において、業務目的以外の複写又は複製の禁止を約するものとしております。

(セキュリティに係る説明)

続きまして、4ページをめくりください。責任の所在につきましてですが、自治体の責任としては、レッドホース社又はシフトプラス社の故意もしくは過失により第三者に与えた全ての損害を賠償する責任を負います。ただし、賠償及び補償に対応した場合には求償を求めることができます。

続けて、レッドホース社ですが、業務遂行以外の目的で個人情報を利用、第三者に開示、漏えい等をしたことが判明した場合、又は不正アクセス、紛失、漏えい等の事故が発生した場合、その責めを負うこととなります。レッドホース社は本件委託の全体に係る業務を遂行することとなりますので、全体に対してこの責任を負うこととなります。

シフトプラス社ですが、レッドホース社同様の形ではあるものの、システム保守等に関する業務を遂行いたしますので、その中で、このようなことが判明した場合はその責めを負うような形となります。

以上が報告となります。よろしくお願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。それでは、御質問などございましたらお願いいたします。

【関口委員】 では、よろしいでしょうか。

【石居会長】 関口委員、お願いします。

【関口委員】 御報告ありがとうございました。前回お願いしたとおり、諮問の対象範囲を広げていただいたというところと、リスク管理の範囲を広げていただいたということで、概要的には問題ないかなと思っています。前回は、LedgHOMEは、機密情報、個人情報、マイナンバーは使わないということで対象から外れていたのですけれども、機密情報は使わないですが、個人情報は取り扱うということで、適切に運用していただければいいかなと思っています。お願いしたところですので、きちんとリスク分析していただいて御報告いただいたということで、問題ないかなと思います。ありがとうございました。

【石居会長】 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

【中村委員】 では、中村から1点、よろしいでしょうか。

【石居会長】 中村委員、お願いします。

【中村委員】 資料②の秘密情報・個人情報保持契約書、それから資料③の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する特約条項というものは、これは調印済みということでよろしいですか。

【財政係主事】 調印済みです。

【中村委員】 分かりました。ありがとうございます。

資料③は、押印をする部分がなくて、そうすると、何か基となっている契約があるものの別紙としての特約条項ということになっているのですか。

【財政係主事】 おっしゃるとおりです。

【中村委員】 この基となっている契約も調印済みということですか。

【財政係主事】 はい。委託契約とこの秘密情報・個人情報保持契約を別々の契約として結んでいるのですが、両方の契約にこの特約条項は入れさせていただいております。

【中村委員】 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、本件は前回の答申で基本的にはお認めをした上で補足の説明をお願いしたという次第ですので、このままお進めいただければと思います。どうもありがとうございました。

【財政係主事】 ありがとうございました。

(説明者入れ替わり)

【石居会長】 それでは、諮問事項の1つ目にまいりたいと思います。個人情報保護条例第9条第1項第4号及び第4項の規定に基づく諮問ということで、流産や死産をした者への連絡を停止すること及びその後の心理社会的な支援を実施するに当たり、市民課が保有する死産届の受理情報を目的外利用すること、そして、その目的外利用等を行った旨及びその目的を本人に通知しないことについての諮問ということになります。

それでは、まず担当課の皆様、自己紹介の上で、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

いします。

【市民課長】 (自己紹介及び説明員紹介)

【子ども総合相談担当係長】 (自己紹介)

【子育て支援課長】 (自己紹介)

【石居会長】 では、御説明をお願いいたします。

【記録係長】 それでは、私のほうから御説明をさせていただきます。

今回、死産届の受理情報について、目的外利用することに対する御説明をさせていただきます。諮問事項として、先ほど申し上げられた流産や死産をした方の市からの連絡を停止すること及びその後の心理社会的な支援を実施するに当たり、市民課が保有する死産届の受理情報を目的外利用すること及び目的外利用を行った旨及びその目的を本人に通知しないことについて、今回諮問させていただきます。

諮問理由としまして、死産届の受理情報を利用することにより、先ほど申し上げた当事者、流産や死産をした方への子どもが出生したことを前提とした母子保健サービスの連絡を停止することで、連絡が届くことにより生ずる精神的負荷を未然に防ぐため。また、死産届に関する情報共有を庁内で図りまして、流産や死産を経験した方に対する心理社会的な支援を適切に行うため、今回諮問させていただきました。

それでは、資料に沿って御説明をさせていただきます。資料No. 2-2、1ページ目になります。こちらは死産届の概要についてになります。死産届については、死産届に関する規程に基づきまして、公衆衛生特に母子保健の向上を図るため、死産の実情を明らかにすることを目的として、父母等が市区町村長へ届出を行うこととなっております。

死産・死児の定義としては、妊娠4月以後における死児の出産をいまして、死児とは出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいうと定義されております。

届出の提出先は、届出人の所在地、死産があった場所に医師又は助産師の死産証書又は死胎検案書を添えて7日以内に市区町村長に届出をすることとなっております。

届出義務者、こちらは、記載のとおり順序で届出を行うこととされております。

死産届を提出された後に、市のほうから火葬・埋葬許可を発行して、そちらのほうで火葬を実際に行うこととなります。

通し番号2ページにまいります。諮問事項についてです。先ほど申し上げているのですけれども、死産届の受理情報を正確かつ迅速に庁内で把握して、前述「諮問理由」の目的を果たすために、死産届の受理担当課である我々市民課が、各種母子保健サービス担当課である子育て支援課に受理情報を目的外利用としてお渡しするということが今回させていただいております。

死産届の提供・管理方法になるのですが、今回、目的外利用する死産届の個人情報は、こちらに記載されている①父母の氏名・生年月日、②死産児の性別、③死産があった年月日、時間及び場所、④死産があったときの母の住所、住民登録地。こちらが目的外利用する個人情報の一覧になります。

目的外利用する死産届について、提供方法ですけれども、通し番号で言うと4ページ目です。こちらの死産届の写しです。提出された写しを手渡しにて、市民課から子育て支援課へ提供するような形になります。その際、先ほど申し上げた以外の部分はマスキング等で隠した形で提供をさせていただきます。

提供の頻度としては、死産届が国立市で受理されるごとに提供を行うような形になります。参考と

して、年ごとの国立市での死産届の受理件数を記載させていただいております。

死産届の市民課から子育て支援課にする提供の対象者になります。こちらは通し番号4ページの資料のNo. 1の死産届の写しに記載されている(5)死産があったときの母の住所、こちらが国立市と記載されている場合に、市民課から子育て支援課のほうに死産届の写しを目的外利用としてお渡しするような形になります。

(5)目的外利用及びその理由について、本人通知を行わない理由になります。本諮問については、当事者、流産や死産をした方への出生をしたことを前提とした各種母子保健サービスの連絡を停止することで、連絡が届くことで生じる精神的負荷を未然に防ぐ目的のためであります。死産届の提供について、そもそも本人通知を行うこと自体で当事者に対して精神的負荷を与えることになる可能性があるため、目的外利用をしたという自体も本人通知は行わないものとしたします。

目的外利用をするに当たりまして、そちらの収集情報の管理方法、保存年限について、市民課から子育て支援課へ死産届の写しを提供した後に、子育て支援課で妊娠届出台帳に死産届の受理があった旨を記録させていただきます。子育て支援課のほうで保有している妊娠届出書原本、死産届の届出がいつあったかというところを台帳の備考欄に記載させていただきます。お渡しした死産届の写しについては、鍵のかかるキャビネットに保管を行いまして、年4回ある、市で行っている秘密書類の溶解処理にてその都度廃棄を行う形になります。

妊娠をしたことに対して前提として、市のほうから保健サービスとして行っている事業内容、こちらは通し番号5、資料No. 2に概要を記載させていただいておりますので、そちらのほうを御覧いただければと思います。

あとは参考資料として、通し番号6、参考資料1として、死産届に関する概要のほうで記載させていただいている内容の法律の規程になりまして、あとは、参考資料2、通し番号9、そして、厚生労働省のほうから出ている市町村での死産届に関する情報共有を可能な限り努めてほしいという旨の連絡になります。

説明として、私の方からは以上となります。よろしく願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見等お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【中村委員】 では、中村からよろしいでしょうか。

【石居会長】 お願いします。

【中村委員】 何点かあります。まず1点目が母子保健サービスというものが資料の2番、通しページの5ページに記載されています。これ以外に母子保健サービスは存在しないのですか。

【子ども総合相談担当係長】 母子保健サービスについては、これ以外にも様々各種いろいろ存在します。ただ、今回この資料に挙げさせていただいたのは、妊娠期の方に対して、こちらからアクションをすとか、そういう可能性があるものを挙げさせていただきました。その中で、接触する機会があるので、そういう接触の機会をなくすということで、今回の諮問をさせていただいているという状況でございます。

【中村委員】 ありがとうございます。次の質問は、母子保健サービスの連絡以外に、連絡を市側から行う、妊婦さんもしくは、出生されたお子さんであることを前提に連絡をするというサービスはほかにございますか。

【子ども総合相談担当係長】 今、私、母子保健の部署にいますので、まず考えつく限り挙げたの

ですけれども、例えばこの方個人で市の行政サービスを何か使うときに、各部署と関わる可能性はあります。要するに、子どもの出生についての接触を持つところというと、こちら以外ではないのかなと考えられるとは思いますが、例えば、全然関係のない話ですが、日常生活に関係ある税金の支払いとか、何か精神的に落ちている状態のときにそういうところで関わる可能性というのは当然ありますけれども、母子保健サービス、子どもに関することということであれば、子育て支援課以外の部署はないかなというところだと思います。

【中村委員】 分かりました。ありがとうございます。もう一つ、提供対象者が死産届の死産があったときの母の住所（住民登録地）に限定されている理由は、この死産届で死産があったときの母の住所以外に基準とすべきものがないからということでしょうか。

【子ども総合相談担当係長】 結論的には母子保健サービスを受けるのが住民登録地の方が受けるからということなのですけれども、例えば、里帰り出産をして国立市に一時的にいらっしゃる方とかもいらっしゃると思うのですが、自分の住民登録地に帰った暁には、自分が住んでいる自治体でそういうサービスとか、支援というものを受けることになると思いますので、そういう方は、うちに1回相談に来ていただいても構わないのですけれども、来ていただいても実質的にうちのサービスを受けるということが難しいので、今回は対象外とさせていただいております。こちらから積極的に接触するとしたら、住民登録をしている妊娠期の方ということで、こういう回答の設定にさせていただいております。

【中村委員】 父の住所が基準にならないのはどうしてなのですか。2つ理由が考えられるかと。一つは、保健サービスの対象が父親を予定していない、予定しているものがないということがあるのかなということが一つと、あともう一つがこの死産届の記入欄に死産があったときの父の住所を書く欄がない。この2点なのかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

【子ども総合相談担当係長】 2つとも当てはまると思います。まず2つ目の父親の住所がないからというのは、そのとおりでございます。まず住所を書く欄というのが5番と一番下の届出人のところの2か所があるのですけれども、5番のところは母の住所なので、やはり今回、対象は母とさせていただいたと。

届出人のところでは父親が住所を書いてくることもあると思うのですけれども、例えば、単身赴任とか、いろいろなパターンがそれは考えられると。里帰りしているとか、国立の住所である場合と国立と住所でない場合というのはいろいろなパターンが考えられると思うのですけれども、サービスというものが母親を中心とした制度なので、基本的に母親のほうで書かせていただいているのですが、要するに、父親の住所というのは届出人のところではしか出てこないというところで、可能性があるのが、そこで出てくれば、ただ、母親中心の支援になると思うので、結局、母親が国立市の住所でなければ、そちらの自治体中心で支援をしていただくことになる、サービスを使っただくことになる、そういうことになるので、書く欄がないということと併せて、そういうことで父親の住所を対象としていないという考え方になっています。

【市民課長】 すみません、私、補足をいたします。市民課でこの死産届をいただく際に未婚の方がいらっしゃるのです。あとはいわゆる嫡出子でない方です。その方たちは、父親の欄、こちらのほうは記入されないでお母様だけが確定しているということです。死産の場合って割とそういったパターンが多くて、ですので、お母様の住所、こちらのほうが、お母様を中心に、今、子ども総合相談担当係長が言ったように、お母様の住所、こちらのほうが基準になるというふう考えられます。

以上です。

【中村委員】 ありがとうございます。では、最後の質問、よろしいでしょうか。本人通知を行うこと自体が当事者に対して精神的負荷を与えることになる可能性というふうに書いてあるのですが、これは具体的にはどういうことを想定されていらっしゃるのでしょうか。

【子ども総合相談担当係長】 基本的に死産、流産された方、いろいろな考え方の方がもちろんいらっしゃいますけれども、数少ない相談の中で、実際の例としては、ほっといてほしいと、とにかくそういう情報を入れないでほしい、思い出させないでほしいとか、そういう方が当然いらっしゃいますので、そういう観点から、その死産に関する情報については、なるべく触れないようにするという配慮といたしますか、そういう観点からそういう考えに至っているというところでございます。

【中村委員】 あともう一つだけよろしいですか。この死産届の目的外利用と通知をしないことについて、他の市区町村で同様の取扱いをされているかどうかというのは御調査されていますか。

私の疑問は、どうしてこのタイミングなのだろうというのがとても気になっていて、目的もその手法もとても必要性が高いというか、必要性が非常に高いにもかかわらず今までどうしてやっていなかったのかなというのが気になっています。だから、それについて制度的な支障があったりとか、何かあったのかなと。あと、全国的な運用の仕方が何かほかに変わったのかなと、そういうことが気になったから質問しました。

以上です。

【市民課長】 今までもこのような、いわゆる死産を経験された方の精神的な負担をさらに増強させないような取組というものが必要なのではないかというお話はありました。ただし、やはり個人情報でして、なかなか個人情報を目的外利用するというのが一つの壁ではございました。

今回、この諮問のきっかけになったことが令和4年の第2回の定例会の一般質問で、この件が取り上げられまして、死産届を提出された場合の窓口の対応についてという質問がございまして、我々としては、やはり今まで御説明差し上げたように、死産で心身ともに傷ついている方が心のケアを望んでいる場合には、担当部署にはつなぎますけれども、妊産婦の事業等について担当から不用意に連絡が行くことがないように関係各部署と協議の上、今後、課題を整理して、丁寧な仕組みづくりを検討していきたいというふうに答弁しております。その一環で、今回の諮問になった経緯でございます。

以上でございます。

【中村委員】 ありがとうございます。

【石居会長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

【関口委員】 私からよろしいでしょうか。

【石居会長】 関口委員、お願いします。

【関口委員】 根本的なところで恐縮なのですが、非常に必要性の高い重要な案件だと思えますし、あとは情報としても機微情報というか、慎重に取り扱わなければいけないところというのは非常に理解しているのですが、最初に疑問に思ったのは、これはもう目的外の利用なのかというのが少し分からなくて、この辺はぜひほかの委員の先生方の御意見を伺いたいところではあるのですが、死産届と妊娠届というのは違う届出で取扱いの課も違うというところも御説明を聞いていて理解はしたのですが、関連ある情報というか、多分我々のこの審議会では、電子計算的なファイルの結合とかは審議に挙がってくると思うのですが、そういう形ではないのは理解しているのですが、こういう取り扱う個人情報の結合とか、情報の関連性の結びつきというものは市では全部目的外になって

しまうのかということが分からなくて。例えば、妊娠届と出生届とかも完全に別々の情報として何の関連づけもなく取り扱われているのかとか、そういうのが分からなくて。非常に必要なので、必要な情報なのであれば目的外ではなくてきちんと個人情報として紐づけをして、市として一体で管理するということはできないのかなというのが一番気になったのですけれども、この辺りはいかがでしょうか。

【市民課長】 死産届に関しましては、先ほど係長のほうから御説明差し上げましたように、この資料の6ページから始まる死産の届出に関する規程というものがございます。こちらを根拠にしましてやっていることとしまして、こちらのほうは、目的としましては、こちらの第1条にあるように、公衆衛生特に母子保健の向上を図るため、死産の実情を明らかにすることを目的とするということがございます。

こちらのほうが、今回、諮問の理由にも書いておりますように、課の間での情報連携によって、その方たちの精神的な苦痛を未然に防ぐというような目的でございますので、この当初の死産届を提出していただく、そして、それによって、埋火葬許可書を市から交付するという、この流れに関しては目的外という形にならざるを得ないかなと思っております。

以上です。

【関口委員】 こちらの目的も拝見したのですけれども、まさに母子保健の向上を図るためということであれば、母子保健サービスと結合・連動するのには何の違和感もないのだということもあって、少々個人的には法律の解釈とか専門外なのですが、分からなかったのですけれども。

【市民課長】 ここは頭に「公衆衛生特に母子保健の」という「公衆衛生」というものが入っておりまして、これはなかなか言いづらい部分もありますけれども、適切に遺体を、言い方が悪いですが衛生的に処理をすると、そういったことも含まれているように感じられます。

この規程自体が非常に古い規程でございますので、これを根拠とした死産届、こちらに関しましては、やはり今回のこの諮問の内容、機微な情報を扱うのですけれども、その目的としては、あくまでも、その死産を経験した方に寄り添った市の対応をして、その方たちの精神的な苦痛を増強しないようにというのが目的でございますので、なかなかこの古い規程に基づいた死産届、連綿と続いているこの死産届、それによって、埋火葬許可を市が発行して、それによって、火葬ができると。こういった流れの中とは少し感覚が違う、目的が違うのかなということが考えているところでございます。

【関口委員】 ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【岸委員】 はい。

【石居会長】 お願いします。

【岸委員】 結構突拍子もない発想なのかもしれませんが、例えば双子とかで一人は死産だったけれどももう一人は何とか無事に生まれたみたいな場合のときは、死産は死産だけれども母子保健サービス自体も必要性はあるということにはなるということなのです。それはそれで対応できるような仕組みにはなっているということでもよろしいですか。可能性として相当低い事例だと思っておりますし、そもそも絶対あり得ないことだったら想定する必要ないでしょうけれども。

【子ども総合相談担当係長】 死産届の情報を子育て支援課が受け取った後に、先ほど書かせてもらいましたけれども、妊娠届出書とかにその死産届けがあったという情報の記入とかをすることは当

然やりますので、そのときに、例えば双子であることとか、そういうことはそこで情報で分かりますので、その点についてはサービスをする部分はする、避ける部分は避けると、そういう対応が可能だとは考えております。

【岸委員】 妊娠届とかで分かるからという。

【子ども総合相談担当係長】 妊娠届の時点で双子の場合のデータはそこにありますので、例えばお一人死産届が出ているというデータにすれば、この人は2人のうちお一人はそういう届出が出ているのだということが分かって、その部分についてのサービスの依頼というか、紹介とか、そういうことは避けられるのかなと。そういう括りで行けると思います。

【岸委員】 分かりました。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

すみません。では、私から幾つか基本的なことの確認も含めてなんですが、一つは、従来はこのようなケースは、基本的には、死産届が出ていたとしても子育て支援課からの御案内はもう機械的に送られていたという理解でよろしいですか。

【子ども総合相談担当係長】 注意はしていたけれども機械的に送っていたというのが正確なところなのですが、例えば妊娠届を出した後に健診を受けているかどうかとか、調べることはできるので、そういうところでチェックをするみたいなことはできるのですけれども、やはりタイムラグがあるので健診を受けてから発送するまでの間にどうなっているか分からないとか、そういうところでどうしてもこういうおそれがあるところに送っていた可能性があるということはあると思います。

【石居会長】 それでも想定される場合はもう発送を止めておられるとか。

【子ども総合相談担当係長】 もちろん何かしらの情報で分かっている場合は止めると、そういうことは今までもしていたのですけれども、やはり全ては捉え切れないので。

【石居会長】 現実性を高めるということですね。分かりました。

それから、妊娠届のほうの情報もこれは母親の住所で届出がされているのでしょうか。つまり名寄せがうまくいくのかということが少々心配になったのですけれども、その辺はいかがでしょう。

【子ども総合相談担当係長】 妊娠届に書いてある住所が住民登録地の住所を書いてもらうところなので、その点で、住所の突合はできると思います。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。これは本当に機械的なのですが、市民課から子育て支援課への届出の写しの手渡しというのは、これは紙でということと理解してよろしいですか。

【記録係長】 紙ベースでお渡しはさせていただきます。

【石居会長】 紙での引き渡し。それから、妊娠届出台帳に死産届の受理があった記録をされるということですが、こちらの台帳は電子データですか。

【子ども総合相談担当係長】 エクセルになります。

【石居会長】 分かりました。最後ですが、もう必要性が高いということはとてもよく分かったのですけれども、今回の諮問理由の中の1つ目の精神的負荷を未然に防ぐという意味では、資料2に関わる情報提供が止まるということが具体的な措置として想定されているのだなということが分かったのですが、もう一つの心理社会的な支援を適切に行うということに関わる部分は、具体的にはどんなことを想定すればいいのかなというのをもう少し御説明いただけるとありがたいのですが。

【子ども総合相談担当係長】 例えばですけれども、死産や流産を経験されている方に、先ほどか

ら申し上げているとおり、積極的にこちらからサービスとかがありますよという話をするということはまずないと思うのです。ただ、相手がアプローチをしてきたときとか、何かもうこういう気持ちで何か相談をしたいのですといったときに、何かしらそういう団体を情報提供したり、こういうところがあるよというお話とかはしなくてはいけないと考えていて、そういう情報を持っていることによって、その辺がスムーズに行くように、今回そういう目的も入れさせていただいております。

【石居会長】 分かりました。では、何かが、また別のものが機械的に行くとかそういうことではないということですね。

【子ども総合相談担当係長】 はい。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかございますでしょうか。

では、答申の取りまとめに移りたいと思います。

では、中村委員からお願いします。

【中村委員】 第9条第1項第4号、それから第9条第4項、目的の必要性は非常に高く手段の相当性もあると認められます。必要と認めて利用し、提供するときに該当すると思います。また、通知の必要性がないとも認められると思います。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、関口委員お願いいたします。

【関口委員】 同じく必要性が十分認められると思いますので、慎重なお取扱いを御検討されているということで、お認めしてよろしいかと思っております。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、岸委員、お願いします。

【岸委員】 私も必要性が非常に高いと思いますし、通知しないことについてもその必要はないと思いますので、お認めしてよろしいと思います。

【石居会長】 ありがとうございます。私も皆様と同じで必要性の高い事業だと思っておりますので、お認めするという形で答申をまとめたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(説明者退室)

それでは、諮問事項の2、継続の案件になりますけれども、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条による改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に伴う「国立市個人情報保護に関する法律施行条例」の制定についてというところに行きたいと思っております。

では、まずはまとめ方の御説明からですか。よろしくお願ひいたします。

【文書法制課長】 では、本日もよろしくお願ひいたします。それでは、本日机上配付もしくはメールで事前に送らせていただきました「国立市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定に係る諮問答申のまとめ方について、お話をさせていただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

最初の丸です。当初のまとめ方・スケジュールの、スケジュールの部分になります。案1から案3までを記載しておりますが、最初に、御審議いただく内容です。審議、意見等の整理、答申の方向性の整備、答申案を作成、答申案の審議、答申内容をほぼ確定していく。あと、メールにおきましては、詳細な内容について触れることなくほぼ軽微な調整、文言整理をお願いしたいと考えております。

本日御審議いただきたいのが一番下の丸になります。審議会では本日御審議していただきたい点で、

条例案、条文についての意見、条例全体や国立市の独自の規定・上乗せ規定に対する評価、審議会からいただいた御意見の整理になります。また、パブリックコメントを実施しまして、2名27件の項目のご意見等をいただいています。一部見直す内容もあり非常に有意義なものであったと思っております。この報告について要点を絞って、説明をさせていただきたいと思っております。

真ん中の答申の構成になります。過去におきまして、パターン1として結論、検討の経緯、判断の理由、検討を要する点、そして、審議会からの付言。また、パターン2として住基ネット条例のほうも載せさせていただいています。はじめに(今までの経緯等)、審議会の意見(4点の項目について)、付言という形の過去の事例もございまして、また、この中で付言につきましては、市長のほうからもぜひ審議会の御意見として入れていただきたいという形で話をいただいております。

一番上、日程案に移らせていただきますが、実は事務的で市のほうの11月9日に、理事者及び部長職による庁議というものがございまして、ここに条例案をお示しして、庁内と意思形成を図っていきたくと考えております。

まず案1ですと、非常にタイトな日程になってしまうので現実的には厳しいと思っております。

続きまして、案2、いずれも本日の御審議の進み具合の状況によってということになりますが、29日本日御審議いただいて10月13日に答申の方向性の整理、同月18日に答申案の審議内容のほぼ確定、これでもかなりタイトになってくるのかなと思っております。

案3は、本日の御審議及び事前に仮押さえをさせていただいております10月13日、そこでも御審議をいただいて、10月18日に答申の方向性、もしくは確定等に近づけていきたいと思っております。11月上旬にここで答申を固めていって最終的な文言の調整のみメールで行うという形の案となっております。

このような形で、3点ほど案を示させていただきましたので、本日の審議の状況を踏まえまして、会長のほうに御調整をいただければ幸いです。

お時間をいただきました。以上でございます。よろしく願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。では、引き続き御説明をよろしくお願いいたします。

【文書法制係長】 それでは、本日お配りしました資料に基づきまして、御説明申し上げます。本日は資料の分量が多くなっておりますので、ポイントを絞って御説明させていただきます。

まず資料のNo. 1-10を御覧いただければと思います。資料No. 1-10、こちらは実施しましたパブリックコメントに寄せられました意見の内容と市の見解・対応をまとめたものになります。パブリックコメントですが、意見の募集期間は8月1日から21日までの21日間、そして、パブリックコメントの資料として提示しましたものは、添付はしておりませんが3種類ございまして、1つ目は改正個人情報保護法の概要、2つ目は新しい条例の素案の概要、こちらは以前、審議会に提出しました資料とほぼ同じものを提示しております。また、3つ目としましては現行条例からの主な変更点、こちら審議会に提出しました資料のうち、コンパクト版のほうを提示しております。こちらのパブリックコメントの資料につきましては、市のホームページに掲載しましたほか、市内5か所、市役所内2か所とそのほかに国立駅前市民プラザなど3か所に紙ファイルを設置いたしました。

パブリックコメントを実施しました結果、先ほど課長からもお話ししましたとおり、2名の方から合計27件の意見の提出がございました。多くの意見をいただきましたので、この場では御意見を受けて市が反映等を行ったものに絞って御説明申し上げます。

それでは、まず資料1ページ目のNo. 1の部分ですが、こちらでは個人情報保護の基本方針につい

て御意見をいただいています。意見の内容としましては、かつて先進的だった国立市の個人情報保護条例を廃止し、新条例を制定するに当たって、これまでの個人情報保護についての質を低下させず、現在も今後も国立市の行政の中にこのような姿勢があることは十分に読み取れますが、このような新条例作成に当たっての基本方針をここは成文化して、条例前文などとしてうたうべきではないでしょうかという意見をいただいております。

また、No. 2の部分ですが、こちらと同じような意見でございまして、こちらも市民、職員、議会が協力して発展させてきた、これまでの個人情報保護施策を可能な限り継承していこうという工夫と姿勢が見られ、高く評価したい。国立市が全国に先駆けて電子計算機に関わる個人情報保護に関する規定を制定し、先進的な個人情報保護施策を進めてきた姿勢を前文に記してはどうかという御意見をいただいております。

こういった御意見いただきましたが、前文という形についてですが、前文といいますのは法律でも置かれることがあります、基本方針を定める法律や条例、あとは政策意図を強調したいときに置かれるものだと思っております。

今回の条例につきましては、これまでの経緯等を踏まえた個人情報保護に係る市の基本的な方針については、法施行条例という条例の性質上、条例の前文に規定することは予定しておりませんが、別途市の基本的な方針、個人情報の保護事務に係る市の基本的な方針を別途定めることについては、今後審議会の御意見も聴きながら検討を進めていけたらと思っております。

今、現在、市の職員が使用しております個人情報保護事務の手引にも一番頭のところに、市の方針とございますか、そういったものが載っておりますので、そういったようなものも考えていきたいと思っております。

続きまして、この資料の5ページ目を御覧いただければと思います。No. 11のところですが、こちらは条例で定める不開示情報について御意見をいただいております。これにつきましては、一番右側の反映等という欄に修正と入れておりますが、こちらについては、後ほど別の資料に基づきまして、御説明いたします。

続きまして、次のページ6ページ目を御覧いただければと思います。No. 12の部分ですが、こちらは審議会への諮問等にかかる規定の部分について御意見をいただきました。御意見の内容としましては、審議会の役割を明記してはどうかといったものでして、審議会が個人情報保護について行政をチェックする役割は非常に大きなものがあります。審議会の権能は法により制限されるようですが、審議会の持つ意義と役割について条例に明記すべきですという御意見をいただきました。

こちらを受けまして、市の見解・対応としましては、審議会の役割については、現在の①に記載しておりました個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときや②の市の機関の個人情報保護制度の運営に関する重要事項という規定で、審議会の役割は表せているとは思いますが、より役割を明確にできるよう①に具体的に諮問する場合は以下のとおり規定することにいたしました。

具体的に諮問する場合としまして、(1) から (3) を挙げることにしまして、(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合。(2) 法第66条第1項、こちらは安全管理措置の規定ですが、こちらの規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合。(3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合というふうに、具体的に諮問する場合は規定することにいたしました。後ほど、条文のほうでも御覧いただければと思

ます。

パブリックコメントの報告につきましては、以上となります。

続きまして、資料No. 1－4の修正後という資料を御覧いただければと思います。こちらはA3横長の資料になります。

こちらは以前お配りした資料No. 1－4に修正が生じたので、今回修正後のものを配付しております。この資料は、市の情報公開条例の不開示情報と、改正個人情報保護法の不開示情報を比較した表になっております。

市の情報公開条例で不開示情報としている情報について、改正個人情報保護法で不開示とされていない場合は、条例で不開示情報として追加することができるとされております。その確認をするための資料となります。

こちらの資料の裏面、2ページ目を御覧いただければと思います。一番右側のセルのところ、B：市条例で不開示情報に追加する規定（行政機関情報公開法の不開示情報に準ずる情報であって、市情報公開条例でのみ不開示情報の部分）とありますが、当初、表の項番8と9に記載の情報について、新条例で不開示情報として追加することを予定しておりました。

しかし、確認等を行いました結果、不開示情報として追加しないことにいたしました。今回修正した部分が赤字の箇所になります。

まず、項番8についてですが、もともと市の情報公開条例にあります生命・身体の保護及び公共の安全確保に関する情報については、改正後の個人情報保護法で規定がないと判断しておりました。不開示情報として新条例に追加することを予定しておりましたが、国からの事務対応ガイドなどを改めて確認しましたところ、改正法の78条1項7号のロに該当するということが分かりました。

この7号のロといいますのが、地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより次に掲げるおそれがあるもので、ロとしまして、地方公共団体の機関が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれという規定になります。こちらの規定に該当することから、新条例で改めて不開示情報として規定することは不要であると考えて、修正したものになります。

続きまして、項番9ですが、こちらも市の情報公開条例にあります法令秘情報、法令の定めるところにより、明らかに開示することができないとされている情報について、改正後の個人情報保護法に規定がないことから、当初は規定が必要と考えておりました。

こちらは、もともとの考えでは、法令秘情報については当然に不開示情報と解釈できるので、規定は要らないけれども、念のため規定をすることは可能という考えを確認していたこともありまして、規定をすることを考えておりましたが、こちらについては、個人情報保護委員会の考え方が示されたことを受けまして、規定しないこととしたいと思います。

保護委員会の考え方としましては、資料に記載の下線のある部分ですが、外形的に法令秘等情報に該当することのみをもって条例により不開示情報として定めることは許容されませんという考えが示されております。

次の段落に行きますが、他の法令の規定により開示することができないとされている情報については、通常法の不開示情報のいずれかに該当するものと考えられますが、当該情報が不開示情報のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があつて、単に法令秘情報ということで不開示情報として定めることは許容されないというふうに示されております。

以上のように、不開示情報については、条例で予定していた内容を修正させていただきたいと思っております。

続きまして、資料No. 1-8を御覧ください。こちらは、新しく制定する条例素案を条文の形にしたものになります。条例の細かな表現などの検討に時間を要していましたため、条文の形で審議会に御提示できる時期が遅くなってしまいまして申し訳ございません。

まず、1ページ目ですが、第3条、市の機関の責務の規定についてですが、基本的には現行条例の責務規定をベースにしておりますが、現行条例第1条の目的規定にありました、いわゆる自己情報コントロール権の表現をこの条文に持ってきております。

続きまして、第4条、事業者の責務の規定についてですが、資料にコメントを記載しておりますが、少し細かなことではあるのですが、表現を「協力しなければならない」、又は「協力するものとする」のいずれかの規定にすることについて、現在、検討中でございます。

もともと当市では、現行条例の事業者の規定をそのまま持ってくる予定で、「協力しなければならない」という規定をする予定でした。ところが、個人情報保護委員会が、当市の案と同様の事業者の責務規定について、市の施策に協力することを義務づけるものであり、事業者の権利義務に実態的な影響を与えるため、そのような規定を条例に置くことは許容されないという見解を出しているという情報がほかの市から入りまして、当市においても規定の仕方について検討しているところでございます。

当初の予定でありました規定でも、あくまでも抽象的な責務規定でありまして、事業者に個別具体的な義務を課すものではないものですし、また、市の施策に協力しなければならないとする市の施策も、あくまでも改正個人情報保護法の範囲内で実施するものであって、改正法の趣旨を超えるものではないので、当初の規定でも許されるのではないかと考えたりもしております。

その一方で、保護委員会の見解も踏まえまして、義務的な表現をトーンダウンというか、薄めるために、「協力するものとする」という表現に修正することも、現在、検討しております。

もし、委員さんのほうからも何か御意見などがありましたらいただければと思います。

続きまして、資料の2ページ目を御覧ください。第7条の個人情報取扱業務の登録等の規定ですが、こちらについては、基本的には現行条例の規定を生かしております。

ただし、第7条第1項第4号、コメントが追加されているところですが、業務登録の事項としまして新条例で追加しているものですが、第4号、収集する個人情報の項目が、「要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報に該当するときは、その旨」というところを追加しております。こちらは、現行条例では要配慮個人情報の取扱いについて一部審議会に諮問しておりましたが、今後は諮問事項ではなくなりますので、新条例では登録簿にその旨を記載することとしまして、審議会に報告することを考えております。

次に、3ページ目に行きまして、今の第7条第5項についてですが、第5項、市の機関は、個人情報取扱業務の登録等をしたときは、その旨を「公表」しなければならないとしております。現行条例では、「公表」と「閲覧」の両方の規定を持っておりますが、新条例では「公表」のみを規定すると考えております。

理由としましては、改正法で新しく作成します個人情報のファイル簿については公表のみ必要とされているというのがあります。また、将来、業務登録について、ウェブ上でのシステムによる公表などを行うことになる可能性もあります。その場合には、閲覧という形が行われなくなる可能性もありますので、公表という規定のみにしようと思っております。

ただし、現段階では、公表の方法として閲覧を行うことも検討したいと思っております。

また、同じ第5項のただし書のところですが、業務登録の公表について、「公表することにより、業務の性質上、当該業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、公表しないことができる」という規定を今回の条例で新しく追加しております。こちらは、改正法のファイル簿の規定を参考にしております。

こちらで想定していますが、女性相談、例えばDV相談などを受けている部署につきましては、現在でも所管部署などを公表しない形で業務を行っております。あくまでも、そういった公表できない部署に限って業務登録簿を公表としないという例外的な規定、例外的な取扱いになることを予定しております。

公表はしないことにはなりますが、市の機関として個人情報の取扱業務登録をしておくというところに意味があると考えております。

次に、おめくりいただき、4ページ目の第11条、不開示情報の部分ですが、こちらは条例で不開示情報などを追加する規定になりますが、黄色の部分が不開示情報として追加する予定だったところを、先ほど御説明したとおり、不開示情報として追加しないことにしましたので規定を削除しております。

次、6ページ目を御覧いただければと思います。第20条、審議会への諮問等ですが、先ほどもお話ししましたとおり、黄色の部分を修正しております。審議会に諮問する場合として、具体的に3つの場合を掲げております。

次に、7ページ目ですが、付則の部分になります。施行期日、第1条としまして、この条例の原則の施行日は令和5年4月1日、改正法の施行日としております。

その以下の付則の部分については、現在、精査中でございます。今後、細かな部分の修正の可能性はありますので、御了承いただければと思います。

付則の今の7ページ目の下から5行目ですが、現行の国立市個人情報保護条例を廃止するという規定が入っております。

次に、現行条例の廃止に伴う経過措置を規定していくこととなります。経過措置の規定につきましては特に細かい規定になっておりますので、細かい部分は、現在、精査中でございます。

続きまして、9ページ目を御覧いただければと思います。9ページ目の下のほうに、国立市情報公開条例の一部改正などがありますが、今回の条例制定に伴いまして、関係条例、5本の改正を予定しております。新条例の制定に伴う形式的な改正になりますので、新条例の付則での改正をしております。改正内容については、次に示しております新旧対照表の資料のほうが分かりやすいと思いますので、後で御覧いただければと思います。

10ページ目に行きまして、同じく、改正する条例としまして、国立市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正、国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例の一部改正、国立市債権管理条例の一部改正、国立市行政不服審査法施行条例の一部改正を予定しております。

11ページ目に行きまして、最後の枠の部分ですが、今、申し上げました条例のほかに、今回の新条例の制定に伴いまして、国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例と、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の改廃が必要だと考えております。この2つの条例の改正又は廃止につきましては、内容の精査に時間を要するため、別途検討しまして、審議会に別途報告させていただく予定でございます。

今回新しく制定します条例については12月の市議会に提出する予定ですが、住基ネット条例とカメラ条例の2本の条例につきましては来年3月の議会に提出する予定で、今、検討をしております。

続きまして、資料No. 1-9を御覧いただければと思います。こちらは、ただいま申しあげました新条例の制定に伴いまして改正する条例5本について、条例ごとの新旧対照表となっております。細かな表現につきましては、今後、修正の可能性はありますが、改正の方向性につきましては資料に記載のとおりとなっております。個別の説明は省略させていただきますが、1点、3ページ目の③の条例についてのみ少し補足させていただきます。

こちらは、国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表となっておりますが、現在、この条例の第3条第4項に、住民基本台帳の閲覧を認める場合として、市長が定めるものを規定しておりますが、この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる旨の規定がございます。

こちらは、実際に個別の申出があった場合に、必要に応じて審議会の意見を聴くことを想定しておりますが、改正法では、個別の事例について審議会の意見を聴くことは許容されないことから、この規定を継続することはできないと考えております。

また、今まで実際にこの規定に基づきまして審議会の意見を聴いたケースは、現在把握できる限り、事例はございません。少なくともここ10年以上は該当事例がございませんので、この規定を削ることを予定しております。

この資料については以上とさせていただきます。

最後に、資料No. 1-11を御覧ください。こちらの資料は、前回8月3日に開催されました審議会で委員の皆様からいただきました意見と市の考えを記載したものになります。恐れ入りますが、こちら説明を簡略化させていただきますが、資料2ページ目を御覧ください。

まず、No. 5の部分についてですが、審議会への報告等で審議会への報告をしないケースとしまして、本人同意に基づき個人情報を取り扱うシステムにつきまして、前回、委員さんから、本人による自己情報コントロール権を理由に市の責任を回避してよいのかという御意見をいただきました。

市の考えとしましては、本人による自己情報コントロール権を理由に市の責任を回避するという意図ではなく、審議会への報告事項とはしませんが、システム導入の前段階で市の機関内部において安全管理措置を講ずることにより、安全性を確保したいと考えております。

また、アプリ等を利用したいという利用者本人の希望がある場合に限り個人情報を利用すること、さらに、本人が利用規約等に同意していることから、審議会への報告事項としないことは許容されるのではないかと考えております。

次にNo. 4に戻りますが、こちらも審議会への報告等に対する御意見につきまして、③の審議会への報告について、国が開発し提供するシステムを除く場合、セキュリティ面についての担当課による確認、情報システム係・文書法制係のチェックの方法が重要になるという御意見をいただきました。

こちらについても、市としまして、市の機関内部での安全管理措置をどのように実施していくかが肝要であると考えております。他市における手法等も参考にしながら、当市における具体的かつ現実的な手法を検討していきますと書かせていただきました。

こちらの現実的な手法という部分ですが、安全管理措置について、理想的な、厳格な手続を定めたとしまして、例えば事務負担が過度に大きかったりしまして、実際に守れないような手順を設計しても意味がありませんので、実際に行うことが可能で、かつ効果が高い手法を考えていきたいと思

ております。

個人情報保護事務を担当しております私たち文書法制課と情報システム担当、情報セキュリティ担当と一緒に検討していく予定でございます。

ただし、現在のところ、当課としましては新しい条例の内容を固めることを最優先としておりまして、条例案の内容については時間的なリミットがありますことから、安全管理措置の検討に手が回っていないというのが正直なところでございます。まず、新条例の素案につきまして審議会からの答申をいただきまして、その後、安全管理措置につきましては具体的に担当課において検討し、別途、審議会に御報告させていただきたいと考えております。

また、条例素案にあります審議会への報告事項のうち、システムの導入や電子計算組織の結合のうち、規則で定めるものにつきましても、担当課におきまして安全管理措置と併せて並行して検討を行い、規則への具体的な規定、条文につきましては、別途、審議会に報告させていただき、御意見をいただければと考えております。

資料に基づきましての説明は以上となりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。

それでは、いただいた御説明、多岐にわたりました。パブコメから条例の素案そのもの、そして、関連する内容と前回の意見への回答となりました。時間を考えると、順を追ってというわけにはいかなさそうですので、まずはいただいた御説明について、どこからでも構いませんが、御意見などいただければと思いますが、いかがでしょうか。

関口委員、お願いします。

【関口委員】 事務的な質問なのですが、資料No. 1－9で御説明いただきました関連条例の改正については、これは御報告ということで、今回の条例の諮問の対象ではなく、こうなりますという御報告と思ってよろしいのでしょうか。

【文書法制係長】 厳密に言いますと、今回の条例の付則の中で改正をするものですので、今回の条例の諮問の対象でもあるとも言えると思います。

【関口委員】 分かりました。内容が特に問題がとかいうことではないのですが、念のための確認でした。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【関口委員】 関連して。そうしますと、先ほど御説明の中にありました住民基本台帳ネットワークシステムの条例と安心安全カメラの条例は、3月に向けて別途御報告というお話でしたが、こちらも別途審議の対象になっている感じになるのでしょうか。3月までだと、一応まだ改正前ということかと思ったのです。

【文書法制係長】 正式な諮問と答申という形を取るかはまだ分からないのですが、少なくともこういう方向でいきたいという報告はさせていただきまして、委員さんから御意見があればいただきたいと考えております。

【関口委員】 承知しました。ありがとうございます。

【石居会長】 ほか、いかがでしょうか。

一つ、パブリックコメントの1と2のところにあった前文でという基本方針についての説明をどこかでしてほしいということで、手引に入れるというのは一つのやり方だなと思いますし、ぜひやったほうが良いなと思ったのですけれども、多分、御意見としては、もう少し外向きに分かるような形で

方針を示してほしいということなのだと思います。

そうなったときに、何か可能性がないのか。条例前文に入れるのが厳しいというのは事情としては分かるような気がするのですけれども、何か方法がないかなと思ったりもしているのですけれども、その可能性として思い当たるようなことはございますか。

【文書法制係長】 今、考えているところとしましては、基本方針といったものを審議会の委員さんの意見を受けて市長決裁まで取りまして、市のホームページとかに載せるとか、そういったことも考えております。

【岸委員】 今のに関連してよろしいですか。

パブコメに関する市の見解・対応の1番、前文には入れられないけれども、別途、市の基本的な方針を定めるというところで、市の基本的な方針というのは、議会は通さない、条例ではないということですよ。

【文書法制係長】 はい。

【岸委員】 市長決裁と、あと、審議会、あるいは庁内での議論とか、そういうのを踏まえた上でホームページなどに載せるということですか。

【文書法制係長】 はい。

【岸委員】 分かりました。そういう意味では外向きのものではあると。

【文書法制係長】 そうです、はい。

【岸委員】 分かりました。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【中村委員】 審議会が意見を述べるべき対象というのはどこからどこまでなのでしょう。個別の条文の改正の趣旨まで立ち入って、それが適切とか不適切という意見を述べるべきなのか、それとも、この点についてはどうだということを打診された範囲内で意見を申し述べればよろしいのか。今後の進め方にもよると思うのですが、その点が少し気になりました。

以上です。

【文書法制係長】 今回の条例の制定全般について諮問させていただいておりますので、条例全体について何かありましたら出していただければ、御意見頂戴できればと思っております。個別の規定についての御意見でも構いませんし、条例全体の方向性とか広い視点での御意見でも思っております。

【関口委員】 よろしいでしょうか。

【石居会長】 関口委員、お願いします。

【関口委員】 資料1-8の条例素案のところで、全部を読んでいるわけではないですが、やはり第20条の審議会に関わるところは非常に我々が気になるところではあるのですね。

確認ですが、6ページと7ページのところで、前回までの審議会でもいろいろ議論したところではあるのですが、個人情報を取り扱う情報システムのうち、規則で定めるものとか、市の機関が提供するもののうち規則で定めるもの、規則というのは最終的にはどこで定められる形になるのでしょうか。

【文書法制係長】 規則といいますのは、最終的に市長決裁を取った上で公布して成立するものになります。

【関口委員】 条例との関連性としては、条例の規則資料みたいな形になるということですか。

【文書法制係長】 条例や改正法を施行するための規則というものを新しくつくる予定であります。

条例の次に位置づけられるようなものと思っただけであればと思います。国でいいますと、法律の次に政令というのがあると思うのですけれども、そのような、条例の次に規則といったようなものになります。

【関口委員】 条例の下位文書のような形の位置づけということですか。

【文書法制係長】 そのとおりです。

【関口委員】 そちらの規則も、何か今回のこの審議の間に出てくるのですか。

【文書法制係長】 今回の審議の間に正直間に合わない部分がありますので、条例の施行までにはつくる予定ではあります。あと、審議会のほうに、今後、御提示するものも内容的な部分に限らせていただく可能性はあります。規則で細かな様式を定めたり、そういった手続的なところも多く出てきますので、少なくともこの条例の第20条第3項の規則で定めるものとしているものにつきましては、審議会にもきちんと御提示したいと思っております。

ここにきましても、今、御意見がもしあれば、今までもいろいろいただいておりますので、追加があればいただければと思いますし、本市としても、今、担当課としましては、そのいただいた御意見を踏まえて、安全管理措置と一緒に考えていったほうがよいかなと思っている部分もありますので、安全管理措置でどこまで担保できるから、ここまで規則で除外しようとか、そういったことも並行して考えていければなと思っているところではあります。

【関口委員】 ですが、多分、条例の本文の文章の中身というよりは、もうこの条例自体は国の法令に沿って、セットで考えていかなければいけないので、動かせる部分は多くないのかなと個人的には、今までの議論を踏まえて思っています、この辺りの実際の運用がどれだけ機械的にならず実効的なものにできるかというところは、そうすると、この規則の中身次第になるのかなと思っています。

前回の審議会まででも少し議論させていただいた、報告が単なる報告ではなく、セキュリティ向上のための有効なものであるけれども、どうするかとか、そういうのも、多分、条文に盛り込むものではないのだなというのは、こちらを拝見して思っただけですけど、その辺りの規則というのはどこかで情報は共有いただけると思うのですけれども、運用しながら改善したりとか、条例の改定は結構大変だと思うのですが、始まってからいろいろ規則は、改定できたり、追加できたり、改善できたりするものだと考えてよろしいのでしょうか。

【文書法制係長】 規則も手続が必要ですが、条例よりは柔軟に対応できる部分がありますので、そういった意味もありまして、規則で定めるものという形にしたというのがあります。制度開始時の対応もそうですし、あと、これからデジタル化が進展していったり、あと、新たなセキュリティ上の課題とかが出てくることも想定されますので、そういったときには、その状況に応じて柔軟な改正とか対応を取っていきたいと思っております。

【関口委員】 ありがとうございます。

【文書法制係長】 今、関口委員からいただきました御意見なども、答申の、例えば付言とか審議会の意見で入れていただくこともできると思っております。

あと、条例案につきましては、確かに法律の範囲内でしか制定できない部分がありまして、結構縛りがあるところなのですけれども、その制限の中で、国立市としましては、できる限り上乗せ規定を設けてきているところではあります。

例えば、条例の個人情報取扱業務の登録などもそうですし、あとは、第9条の目的外利用等の届出も、多分、今回の法改正でやめる自治体も多いと思うのですが、国立市としましては、結構負担が

大きい業務ではあるのですけれども、個人情報を取り扱うときの意識付けとして必要なものと思って、目的外利用等の届出等の手続も残しております。

そういった上乘せの部分につきましては、当初にお配りしました資料No. 1-2のところ、素案の概要のところ、項目の横に星印をつけているのですが、そういったところに対する委員さんの御意見もいただければとは思っております。

近隣市の情報などをお聞きしますと、法律で必要最低限のことしか条例で定めないといい市も結構多くある中、なるべく国立市としましては、今までの経緯も含めまして、個人情報保護というものを大事にしていきたいと思って、この条例の素案をつくっておりますので、そういったところに対する御意見などを頂戴できればと思います。

【石居会長】 今の星印のところはどこで分かるのでしょうか。

【文書法制係長】 資料No. 1-2なのですが、最初にお渡しした資料のA4横長のものです。今回お配りした条例本文、条文案にも載せるか迷ったところではあったのですけれども。素案の資料No. 1-2の項目の横に星という形をつくっております。

その中でも、市の機関などの責務も、3番から5番の責務規定もありますし、あとは、6番の条例要配慮個人情報も定めております。こちら、ほかの多摩の地域の市部では割と何も定めないところが多いようではあります、今、入っている情報によりますと入れないところも多いのですが、国立市らしさというものを、地域の特性ということで、条例で規定できればと思っております。

先ほどお話ししました7番の業務登録や、あと、8番の個人情報ファイル簿の作成といえますのは、法律上作成が必要になるのですけれども、市としましては、ファイルを保有する前に作成して市長に通知するというものを上乘せの規定に入れております。また、そちらを審議会に報告するというのも上乘せに入れております。

続きまして、先ほどの9番の目的外利用等の届出になります。

あとは、開示決定の期限を現行どおり短くしているというのは、どこまでの上乘せと捉えるかというのはありますけれども、なるべく市民の方に早く対応できるようにというのがあります。

20番の審議会への諮問等につきましては、①の諮問事項については割と一般的な規定を入れておりますが、②の自発的な審議が上乘せになっております。あと、③の定期的な報告というのが上乘せで、改正法の制限の範囲内でできる限りのことをしようと思っている部分であります。

この辺りが主な上乘せ規定になっていると思います。

【石居会長】 ありがとうございます。

意見を求められると、つい課題を出してしまうという癖があってあれなのですが、上乘せ規定に関する評価という意味でいうと、やっぱりこの間、市民の方々からも御意見をいただいているように、国立市として取り組んできたことの先進性みたいなものを、制約がある範囲でどこまで盛り込めるのか、そこをぎりぎりまで追求してほしいという御意見が多分強くパブコメにも現れていると思いますので、そういう意味では積極的に上乘せをするという姿勢を示していただいていることはとても大事だし、基本的にはこれらのことというのは盛り込んでいく、今までおつくりいただいているものをぜひ生かしていくという形でまとめていくべきではないかなと僕自身は思っています。

この間、そういう意味でいうと、審議会の位置付けや役割というところに、結構、議論が集中してきたかなというところがありますけれども、今、盛り込めるぎりぎりのところで書いていただいていると思うので、ここを何とかこの形で生かすということはしたいなと思います。

あと、関口委員がおっしゃってくださった、運用であるとか、あるいは、今後の規則などとの兼ね合いというのは、答申の構成でいうと、パターン①に近い形で今回もまとめられればいいのかなど思っているのですけれども、検討を要する点というところのほうは、直接的に今回の案文そのものの中身に関する検討点という形で必要なポイントを挙げるということにして、その付言というもののほうに、むしろ条例そのものではなくて、今後の運用であるとか、規則との兼ね合いとか、そういった条例の直接内側に関わる部分ではないことというのを付言のほうでうまく盛り込んでいく形でまとめられるといいのではないかなと思っています。

なので、今日はすみません、時間が大分来てしまっているのですが、この辺りのこと、特に条例に直接関わって検討を要する点というのでどんなところがあるかということ、それから、その外側で何を言うかというようなところを、次回、少し皆さんに、今日の資料をもう一度改めてお目通しいただいて、次回までにまた追加で資料が出ればそちらを御覧いただき、あとは、パブリックコメントもきちんともう一度目を通した上で、この辺りを中心に皆さんから御意見を伺えるといいかなと思っていますので、ぜひそちらのほう、宿題になってしまうのですが、お考えいただければと思います。

ということで、今日の段階で何かあとこれはというようなことがありましたらお願いいたします。よろしいですか。

あと、今日は、この間、多く御意見を出していただいた中川委員がいらっしゃらないので、中川委員の意見も、ぜひ、次回、伺えればと思っています。

それを踏まえた上で今後のスケジュールというところに戻ると、やはり今日できたのは、No. 1に関わる部分ということですよ。中川委員からは、次回、少し意見を伺えればと思っていますので、1の要素も少しまだ次回に残りつつ、2の答申の方向性の整理というところから少しずつ結びつけていくという、そういうことになるのかなと思います。

日程的にいうと、一番のポイントは恐らく、10月に2回やるのか、11月までかけるのかという、その部分になるのではないかなと思いますが、11月のほうは先ほど伺ってしまったのですが、皆様様の御予定との兼ね合いでいうと、やるとすれば11月2日の午前中でしたっけ。

【文書法制係長】 そうですね、申し訳ないのですが、中川委員の御都合が合わない日になってしまうのですが、ほかの皆さん、5人の委員さんのうち4人の委員さんが合う日程として、11月2日の午前中にさせていただければ大変助かるころではあります。

【中川委員】 承知しました。

【文書法制係長】 申し訳ございません。

ただ、最終的な答申案などにつきましては、中川委員も含めて全ての委員さんにメールなどで送付させていただきまして、確認いただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

【中川委員】 承知いたしました。

【石居会長】 ちなみに、10月13日と18日は、こちらは今のところ皆さん大丈夫そうですか。

【文書法制係長】 もともと、取りあえず10月18日は押さえさせていただいておまして、10月13日も仮ということで押さえさせていただいている日程にはなります。

【石居会長】 分かりました。

そうしましたら、皆様がそろそろ2回が、間隔は詰まりますけれども10月にあるということですので、今の予備日の考え方をずらすということになると思うのですが、今は案の2のスケジュール、つまり、10月13日と18日で固めていくということを目指したいと思います。

もし、やはり、次回、改めて少し考えなければいけない点が出て、方向性をまとめるというところまで至らなければ、予備日として残す11月2日を最後に使って、そこで固めるというような形なので、今、目指すのは案の2で、11月2日の午前中を予備日として設定させていただくということかどうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

【関口委員】 はい。

【中村委員】 結構です。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、そのような形で進めたいと思いますので、次回に向けて皆さん、御意見を整理していただき、来ていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

【文書法制係長】 ありがとうございました。

【中村委員】 10月13日と18日は、中川先生はいらっしゃられるのですか。

【事務局】 はい。もともとこの日程、空けていただいております。大丈夫だと思います。

【中村委員】 承知いたしました。ありがとうございます。

【石居会長】 では、そのような形でよろしく願います。

では、今日のところは諮問事項の2はここまでということにしたいと思います。ありがとうございました。

【文書法制係長】 ありがとうございました。

【石居会長】 では、続いて、4の報告事項になります。

報告事項の(1)、個人情報取扱業務登録(変更)の報告についてということでお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料4-1からとなります。個人情報取扱業務登録、変更のものは3件でございます。

まず、4-1を御覧ください。福祉総務課の臨時福祉給付金支給業務でございます。当初の登録は、既に実施済みの臨時福祉給付金・年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付事業の実施のためでしたが、裏面の備考欄にありますとおり、個人情報収集目的に「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を追加したこと、それに伴う個人情報の記録項目の追加事項等がございまして、業務登録の変更に係る届出となっております。

続きまして、4-2は、ごみ減量課の生ごみ資源化事業でございます。生ごみの堆肥化事業を実施するに当たり、事業参加者の必要な個人情報を収集するための新規の登録の届出でございまして、個人情報の記録項目等は記載のとおりでございます。

続きまして、4-3は、教育指導支援課の市立小・中学校児童・生徒の指導上の記録に関する業務でございます。業務内容、収集目的は記載のとおり変更ございませんが、裏面の備考欄にありますとおり、業務担当課・個人情報管理責任者の変更と、個人情報の記録項目に追加事項があり、業務登録の変更に係る届出となっております。

以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。

こちら、御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、続いて、(2)の個人情報取扱業務外部委託登録の報告ということでよろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、資料No. 5-1からとなります。外部委託登録は4件でございます。

まず、5-1を御覧ください。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る確認書等の封入封緘業務でございます。委託の目的及び内容は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の、給付対象者に対して送付する確認書等の書類一式を封入封緘して福祉総務課に納品するものでございます。委託に関する個人情報の項目といたしましては、氏名、住所、口座番号のみとなっております。

続きまして、5-2は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る対象者名簿作成でございます。委託の目的及び内容は、給付対象者の判定に必要な住基情報や課税情報等のデータを取り込み、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る対象者名簿を作成するものでございます。委託に関する個人情報の項目につきましては、登録書の記載のとおりとなっております。

続きまして、5-3は、令和4年度国立市特定健康診査受診率向上事業委託でございます。委託の目的及び内容は、特定健診の受診率向上のため、不定期受診者に対し、過去5年の健診結果及び問診票の回答内容を分析し、個別の行動特性に合った受診勧奨通知を送付するとともに、未受診者に対しても受診勧奨通知を送付するというものでございます。個人情報の項目といたしましては、登録書に記載のとおりとなっております。

続きまして、5-4は、国立市ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップ策定支援業務委託でございます。委託の目的及び内容は、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すため、再生可能エネルギー導入目標及び具体的施策等を検討し、ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップを策定するものでございまして、そのための市民ニーズを計画に盛り込むために、市民アンケートを実施するというものでございます。個人情報の項目といたしましては、登録書の記載のとおりとなっております。

以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。

こちら、御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、3番目、個人情報目的外利用等届出の報告についてということでお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料6-1からになります。対象が少々多いのと、時間が少なくなってまいりましたので、目的・理由、目的外利用等をする期間及び提供先は記載のとおりとさせていただきますので、御了承願います。

まず、No.6-1から6-3の3件は、いずれも課税課のものでございます。

まず、6-1は、市都民税の課税業務で、本人同意に基づき、対象者の課税状況を目的外利用するものでございます。

6-2と6-3の2件でございますが、いずれも固定資産税の課税業務でして、法令の規定に基づき、対象者が所有する固定資産の情報について、内部での目的外利用と、あと、外部提供をするものでございます。

続きまして、6-4、職員課の職員健康管理業務でございます。法令の規定に基づき、国立市職員定期健康診断結果を外部提供するものでございます。

続きまして、6-5及び6-6は、いずれも福祉総務課のものでございます。

まず、6-5は、生活保護法決定調書関係業務でございまして、本人同意に基づきまして、国立市ひとり親家庭住宅費助成事業の対象者要件の該当について確認を行う目的外利用でございます。

6-6は、法令の規定に基づき、特定公的給付の実施のため、支給要件の該当性を判定する必要が

ある者に係る判定に必要な情報等を外部提供するものでございます。

続きまして、6-7は、しょうがいしゃ支援課の身体障害者の支援に係る業務でございます。本人同意に基づき、身体障害者手帳交付状況の最新情報を提供する目的外利用でございます。

続きまして、6-8から6-11の4件は、いずれも保険年金課のものでございます。

まず、6-8は、国民健康保険資格事業及び国民健康保険給付事業でございます。こちらは、刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、警視庁田無警察署に対し、対象者の国民健康保険資格取得日、保険証記号番号、保険の使用状況等について回答したものでございます。照会目的でございますが、暴力団関係の傷害事件の捜査のためとのことでございました。

6-9と6-10は、国民健康保険給付事業でございます。

6-9は、法令の規定及び本人同意に基づきまして、6-10は、法令の規定に基づきまして、診療報酬明細書の写しを外部提供するものでございます。

最後、6-11は、拠出制年金に係るものでございます。本人同意に基づき、対象者の障害基礎年金の受給状況及び受給金額を、目的外利用するものでございます。

以上、簡単でございますが、御報告とさせていただきます。

【石居会長】 ありがとうございます。

こちら、御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、ありがとうございました。

その他、ございますでしょうか。よろしいですか。

では、ありがとうございました。

この先、少し日程が詰まってまいります、引き続きよろしく願いいたします。

では、少し時間回ってしまいましたが、本日はこれで、175回の審議会を終了したいと思います。どうも皆さん、ありがとうございました。

— 了 —